

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

車
印
工
作
部
門
（
四
二
三
）

秘
無期限

アメリカ局長

条約課長

参事

法規課長

北米一課長

鈴木参事官

沖縄外資の事務処理

について

45. 2. 18

米北1

18日 于 米北米北1課長 口 ランデ-参事官、
シヨミツツ書記官、^{在米北}アトソン書記官を招致

して本件につき意見を交換した。要旨
下記のとおり。(当方 鈴木法規課参事官、

加藤北米1課参事官同席)

記

1. 11月22日以降の*企業について

(1) まず当方より、従来日本政府が本件事務

処理に因する考案(別添参照)の概要
を説明するとともに、具体的に公式折衝

に入る前に右考案に対する米側の感触を
承知した旨述べたこと、

(2) 米側は種々当初本件は involve した

GA-6

外務省

331

2

に消極的な意見(協定協議委
の代表者 delegate による本件処理に

当(北米)に述べたこと、結局本件に

ついてはこれを準備委の場に取り扱(1)向委に

した。procedure を考案したのが最適と
あると、当方の主張に合意した。又具体的な

procedure の内容等については今後検討を行な
うことになった。

(2) 右合議の95 当方内部(北米1課長・鈴木
加藤両参事官)と協議した結果、(1)

協議委の11月17日に出た要請を21日
以降の遅くとも本日もあつた。場合により

外交ルートを通じた(1)交換した

準備委に本件を取り扱わせることを定める
ことと検討すべきあり。(2) (1) 協議した

GA-6

外務省

(1) 協議 22/5/11

提出された申請書の写転送及び右申請に対する

外資申請処理に日本政府の外資政策を
反映せしめられた資料の手配、意見伝達
△ 日本政府の意見の伝達
(経路として) ① 日本政府(総務府) ← 琉球政府
② 日本政府沖繩事務所(沖繩北方対策府
総務府) ← 琉球政府
③ 準備委 ← 本件を
何らかの問題が生じた場合には
とりあげること出来たこと一項目をとりあげ
(具体的な点については追って検討する) こと
述べたことの結果を述べた。(注) なお、実際
11月22日以前の新規外資に対する
取扱要領を一度固めようという如何との
意見もあったが、かかる問題については後述
前述の申請集年を入手次第
→ フォルダ(資料)を管理するシステム、
システム処理すべきことを基本として検討し
方針

取。11月21日以前の米企業について。
(1) 上記についても米側と若干非公式な意見の
交換を行なったが、目下通産省は沖繩の
米企業に同様の追加的インフォメーション
提供を求めたフォーラムを作成中(注)と
一応の対応を(注)と
これを未定は各企業に対して questionnaire
の形式により各企業毎の問題点を
上記に対する個々の解答を通じて
浮上りにしてこころ必要であり、詳細に
ついては今後協議すべしとの結論に達した。
(2) なお、会議後当方内部で協議したところ、
各企業についての問題は、準備委には専門家
をいながら、東京にある関係各省庁間の
協議に委ねるべきであったが、現地では
どうもその印象を与えることを避け、
現地企業に安心感を与えようとした。

5
 心理的要因より、準備委とのかの課題
 をとりあげた体制とし、必要に応じ
 準備委が主催し現地企業に対し
 フリーフィンクあり「企業診断」をスタ
 ンとして、望ましいとある結論を
 示した。

条約局長
 参事官
 条約課長
 法規課長
 アメリカ局
 参事官
 北米第一課長
 北米第二課長
 秘
 無期限

琉球政府の対外申請書写入
 年内通 (その後の経緯)
 45.6.1.米北- (佐藤)

1. 標記の件に同じ。高瀬大使来電中99号
 (別添1)の1に付、対外申請書写し入
 経路とし、準備委員会を經由するに
 対し琉球政府側の同意を得られたこと
 が確認されたので、佐藤より、在京米国
 大使館にジニア、タートン西書記官に対し、その旨
 を伝へるとともに、事件に同じ米側の了解を
 確認するための東御府長登スチバ-公使宛
 書簡系につき、非公式の協議を開始した
 (ジニア、タートン西書記官に、私系とし、別添
 佐藤より
 2. 系文と手交す4)

準備委 (沖縄東往信電)

合意の世帯に内閣

3. 上記諸合の際 佐藤外相見と12.
琉球政府の態度(2枚を平紙に使う)の事々2.

24以上、米側の一琉球政府の意向を確認(12)
と方針は、内閣は(12)の事々2. 参考25+3の2.

上記の

日米政府の対する琉球政府側の確約(ニニ夫
に712は日米政府と(2)責任をとり)を前提

と12. 米側(1)東部局長と2712-公使の内
書簡交換に57. 事件は、同日米内閣、基本的

5. 5. 2.

了解と逐次、(10)日米政府より、準備委員会に
事件を報告し、準備委員会との対話、琉球政府
(注)日米双方の共同発表と、琉球政府側の米側発表と57
4. 3. 5. 4. 2. 3. 1. 日米双方の発表の最も各々参考25+3.)

側の同意をとりつけ、右に、準備委員会の記述に
ととあることも一語あるべしと述べた。

新

(注)準備委員会代表部の内閣書記官は、佐藤
外相に、11月11日、事件は、同日、準備委員会

の場合に合意するに必要とする。その方法
として、と(1)合意文書を作成せし、5712の

議事録に記録するに必要とする(然るに
と述べた(2)ある。)

佐藤外

なお、上記に内閣は、今日(27)日、公使訪中
の際、事件について琉球政府側と接触するに必要

申(2)

20. 2. 2. 2. (1) 11月11日、米側発表の
5712の事々2. 11日、

4. なお、米側発表に5712、米内閣と12日、
上記の知念副議長等、発言中、琉球政府の

独自の外交政策を強く主張し、(1)米に27.
米施政権との関連に不満の意を述べた。

由りある。

5. 通2. 9日. 対策庁有降号申官^{佐降-班6.} 本日
冲信便滞連絡相直官会議. 集. 大. 大蔵

通産. 農林各省. 担当官より. 芝般の5月15日付条
~~11月12日~~ 通産省に同意を得た旨通産課長

と申す. 残3日村米内係. 11月12日付. 右に
つき. 芝般の村米折衝の進捗概りの南3日付

連絡通11月12日. 佐降より. 上記の経済を説明
した. (芝般. 申(11)との話合. 11月12日付).

行政(11)の接触は. 11月12日. 11月12日. 申(11)中. 入札.
芝方)等).

付. 同日. 佐降より. 通産省沖信村等芝山
室長に. 上記経済を説明した.

極 秘
無 期 限
号 3 部の内
3 号

極 秘
無 期 限
10 部の内
3 号

Confidential

May 18, 1970
(Draft, *4/2/70*)

Tokyo, April , 1970

Dear Minister Sneider:

In order to ensure orderly and stable transition in the economic and commercial fields in Okinawa through preparatory work for the ~~reversion~~ ^{return} of administrative rights to Japan, a ~~task for which the Preparatory Commission is particularly well-qualified~~, I would like to make the following proposal concerning procedural arrangements with regard to United States business interests applying, after this date, for licenses from the Government of the Ryukyu Islands under the Ryukyuan Foreign Investment Law:

1. ^A Copies of applications shall be provided to the ^{Japanese Representative} ~~Preparatory Commission~~ ^{the Chief Executive of} by the Government of the Ryukyu Islands. ~~The Preparatory Commission shall cause the Japanese Representative to the Commission to send such copies to the Government of Japan.~~

Mr. Richard L. Sneider,
Minister,
Embassy of the United States of America,
Tokyo.

In case
2. ~~After receipt of such copies, the Government of Japan wishes to express its views on the application in question, such views shall be sent in writing through the Japanese Representative to the Preparatory Commission which shall transmit them to the Government of the Ryukyu Islands.~~ ^{to the Government of the Ryukyu Islands}

I such view
3. ~~The Preparatory Commission may hold discussions as necessary on such applications or views.~~

like to add
I would appreciate your views, as well as those of the appropriate authorities of the Government of the Ryukyu Islands on the above proposal.

Sincerely,

I would like to add that the Government of the Ryukyu Islands has no objection to the above arrangements

Fumihiko Togo
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

秘
無期限

2/1
1/4
3.

琉球政府よりの外資申請書写しの
入手及びその処理について(案)

昭和45. 5/5

1. 琉球政府が外資関係申請書を受領した場合は、直ちにその写し/部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付する。
2. 日本政府代表事務所は、上記写しを入手の上直ちにその要点を外務省に電報するとともに、上記写しを外務省及び沖縄北方対策庁沖縄事務局(以下「沖縄事務局」という。)に送付する。
3. 外務省は、上記2の電報入手の上は、直ちにその写しを総理府沖縄北方対策庁(以下「対策庁」という。)に送付するとともに、申請書写しを入手の上は、上記を直ちに対策庁に送付する。
4. 対策庁は、申請書写し入手の上は、直ちに写しを作成の上外資分科会メンバーたる各省庁に各/部送付する。
5. 対策庁(外資分科会)は、当該申請処理に関

- する関係各省庁の意見を取りまとめの上、準備委員会における琉球政府よりの申請書入手の日より/カ月以内に上記意見を沖縄事務局を通じて琉球政府に通知するとともに、外務省を通じて上記意見を米側に通報する。外務省は上記意見を準備委員会日本政府代表のルートを通じて、同委員会米國政府代表に文書で通知する。
6. 上記日本政府意見を米國政府に対し通報するにあつては、米側との個別案件毎の対米交渉を惹起せざるよう通報方法につき配慮する。

北米1課 訳



June 19, 1970

沖縄返還問題：企業権益
(米側案)

日本政府は、沖縄及び沖縄経済の日本本土への移行を容易にするための一手段として、米国施政権下において沖縄で営業または自由職業に従事することを認められた企業及び個人の基本的経済利益に対する損害を避けるため必要な措置を取る意向である。特にかかる企業及び個人に関しては(必ずしも米国企業・個人に限らず)日本政府は下記のごとき事前の保証を与え、復帰後も日本の法令及び政策の適用から生ずる新しい問題につき好意的に考慮する。

A 日本は、米国の施政権下において発行されたすべての外資導入免許が復帰後も日本国内で有効なることを確認し、承認するものとする。これにはかかる免許中に記されたすべての権利及び特権並びにそれらの権利・特権を日本国内のいかなる場所においても行使する自由が含まれる。

B 日本は、米国施政の終了時に米国企業及び個人が琉球諸島において有しているすべての財産権が復帰後も引続き有効なることを認めるものとする。

C 日本は在沖縄米国企業及び個人が復帰後、(1)合法的に所有する資産の売却による収益、(2)企業経営または自由職業による課税後の所得、及び(または)(3)他のすべての合法的に集えられた現物資産あるいは金融資産の売却による収益を米ドル建てで自由に送金することを許可するものとする。

D 日本は、日本の貿易・財政に関する法令を直ちに沖縄に適用することによつて、米国の個人及び企業に対し財政上商業上の困難^(handicap)を与える場合には、必要に応じかかる法令の段階的適用のための暫定期間を設けるものとする。

E 日本は、在沖縄米国の個人及び企業が復帰時に合法的に従事している事業の継続を認める。

F 日本は、日本国民以外の個人が引続き沖縄に居住する場合には、これらの個人が、自由職業

の実務を含め、復帰時に合法的に従事している職業を引続き行なうことを認めるものとする。

g 日本は、日本の法令及び行政措置は、米国の個人及び企業に対し、日本あるいは他の外国の企業及び個人の場合と差別なく適用されるものとする。

h 日本は、この協定の付属に掲げられている米国企業及び個人を、地位協定第14条の定める対米軍契約者として、その事業を継続することを認めるものとする。

i 日本は、米国施政権下における商業上その他のあらゆる活動並びにあらゆる在沖繩資産に関し、税金、手数料、料料等を課さないことが了解される。

(注)

1. 高等弁務官布令と通常呼ばれるものは、布令のみならず布告、指令をも含み、いずれも大統領行政命令第10713号11項の規定に基づくものである。これらはまたしばしば高等弁務官府立法ともいわれる。

2. 高等弁務官立法のうち、大部分とはいわぬまでも、多くは琉球諸島に対する米国の施政を実施するために発出されたものである。同立法の大多数は復帰まで効力をもち、その時点で米国政府により廃止されるか、あるいは日本政府により廃止もしくは修正されるまで効力を有する。

3. 高等弁務官立法のすべては^は法制的性格のものであるが、そのうちいくつかは地域法の問題において重要である。これらの立法は地域法により改廃できるが、復帰に先立ち十全な地域法が制定されない限りは、以後も有効であるべきである。国際法上は、主権国家の制定する法は国家が交代しても、後継者の法律と矛盾しない限り、影響を受けず、修正もしくは廃止されない限り、及び修正もしくは廃止されるまでは完全な効力を有する。

4. 琉球政府の法律により十分に改廃された高等弁務官立法は、すみやかに廃止するというのが高等弁務官の政策である。この政策は復

帰のその時点まで引続き実施され、復帰時現在において依然有効に存続している高等弁務官立法の数は、この政策によりさらに減つて行くものと思われる。

極 秘
まで
7部の内
7号

沖縄における米系企業等
の取扱に關する米側提
案について

在沖米系企業等の既得權益保護に關して米側より提示
された70年6月19日付けのメモ（別添）については、とくに次

のような問題がある。

1. 全体的な問題

(1) 交渉上の問題 在沖米系企業等の既得權益保護の問題
は、沖縄返還交渉全体のバックグラウンドであり、米側の

関心事たる本件のみを切り離して先に片付けるわけにはいか
ない。

(2) アポイントメントの問題 米側は、既得權益の保護について、現段
階で一般的な保障を得ようとしているが、米系企業等の実態

把握が不十分な現在、解決すべき問題の具体的な枠
囲も明確でない。従って、実態の把握及び、問題の限

定か先決がある。(例えば、外資法上の認可の問題
にしても、何らの企業について検討していけば、石油

精製業等一部の業種は別として、多くの企業は
問題を認可しようとするよりもむしろ、それ以外の問題も限

定される。

(3) 法的問題 現行の条約又は国内法を逸脱

する内容の経過を認めるためには、条約又は国内
法によるものを得る、いかにせよ現段階で手

米側に assurance を与える法的根拠が必要。
(おとむ、暫定法上の措置を講ずるといふこと)

意図の表明であれば、国内的な結論を得た
後、交渉に行き出すことは可能である。



1.5
1.6
1.7
1.8
1.9
1.10
1.11
1.12
1.13
1.14
1.15
1.16
1.17
1.18
1.19
1.20
1.21
1.22
1.23
1.24
1.25
1.26
1.27
1.28
1.29
1.30
1.31
1.32
1.33
1.34
1.35
1.36
1.37
1.38
1.39
1.40
1.41
1.42
1.43
1.44
1.45
1.46
1.47
1.48
1.49
1.50
1.51
1.52
1.53
1.54
1.55
1.56
1.57
1.58
1.59
1.60
1.61
1.62
1.63
1.64
1.65
1.66
1.67
1.68
1.69
1.70
1.71
1.72
1.73
1.74
1.75
1.76
1.77
1.78
1.79
1.80
1.81
1.82
1.83
1.84
1.85
1.86
1.87
1.88
1.89
1.90
1.91
1.92
1.93
1.94
1.95
1.96
1.97
1.98
1.99
1.100

2. 米例ハ-ハ-中の各事項に関する問題

1. 外資系企業の免許

(1) 布令第11号等により沖縄での事業活動を認めらるる外資系企業の実態を把握のうえ、制限業種(日通商航海条約第7条2により内国民待遇の対象外とせらるるもの)及び資本自由化等の産業政策にそつていかざる問題があるかを具体的に検討する必要がある。

(2) 米系企業に何らかの既得利益保護を認めた場合には、わが国と通商航海条約を締結している米三国の同種企業があるときは、当該米三国に対して最惠国待遇を

との問題があるため、米三国系企業の実態を充分把握する必要がある。

(3) 米例ハ-ハ-Aにいう "all rights and privileges" の内容は明らかでないか。(内容如何ではわが国の法令及び産業政策上認め得るものもありうる。)

(4) 米例ハ-ハ-Aは、"all foreign investment licenses during the period of U.S. administration" を対象としてゐるので、いわゆる「かけこみ申請」(69年11月21日以降の申請)もカバーせらるることは、かかる申請について免許が与えらるる場合には、業種に依つては取 扱ひが異なる 簡便な経路 ありわが国に於てかかるものを既得利益とは認めらるる態度をとるべきである。

(5) 沖縄返還後、本土-沖縄間の為替制限等がなく

なる関係上、外資系企業の実業活動は日本本土に於て認めらるるを得る。従つて、既得利益保護はつては

この点も覚悟する必要がある。(事業所の設置にかいては、業法に
り地域を限定しているものもある)

B. 財産権の保護

米領リベール島は、米企業及び米国人の所有する "all property
rights" の効力を返還後も承認するよう要求しているから、

銀業法等、中か国の法令上外国人に対する享有が禁止されて
いるものもあるので、財産の種類により具体的に検討する必

要があるが、国有地及び県有地については、国有財産法及び地方自治法
上の問題がある。

C. 為替管理

中か国の外貨法上の認可を受けた企業が、行なう資本・
利益の外貨送金に制約はないが、在沖外資系企業に

返還後事業活動が認められなくなる場合、
その資産の清算の結果生じたものを外貨に送金しようとい

ふべきである。(参考：暹羅商航海条約第9条は、返還の
取得に關し、外人又は外口会社であるという理由によつて、内國

外資法上
の
問題
あり

民待遇が与えられる場合には、その財産を自由に処分する
ことを許す。かつ、その処分のため5年を下らない期間を

与えらるべきである。

D. 法令適用に關する過渡期間の決定

米系企業等に与えられた経過の契機を因りての上で検討する
べき問題であるが、問題によっては中か国法令の適用に於て

附則等による過渡期間を設けることも可能であろう。

E. 事業活動の継続

Eの趣旨は明らかでないが、外資法以外の各業種
の規制法(銀行法、保険業法、業法等)に基づく許

認可の問題であるとは、A 及び F の問題に還元され
べきものと考へられる。

F. 労働及び自由職業

Fの問題としては、^(とくに)出入國管理令上の外国人の在留期間^(資格)

及在留期間の問題並に各種職業の資格免許の問題が考えられる。

(1) 在留資格については、出入国管理令第4条①に各種の資格が掲げられており、同条①十六は、該省令で他の資格を加えられるものとあり、また、在留期間については、同条②で3年を二以上の期間内に該省令に定めるものとされている(在留期間の更新を認められる)としている。

この事項の範囲内においては、外国人労働者の在留継続の問題は解決できると考えられる。

(2) 自由職業における外国人の取扱いは一様ではなく、水産(山が口にある)業内人の如く(外国人に禁止されているもの、税理士、弁理士の如く一定条件のもとに外国人の資格免許を認めたもの、医師、弁護士)の如く時令で試験に合格したものである。外資系企業の場合と同様、客観的把握を充分に行う必要がある。

G. 最恵国待遇及び内国民待遇

山が口として、(返還後)在留半系企業等に対し、日米通商航海条約の定める最恵国待遇及び内国民待遇と与えらるべきことは当然であるが、このうち内国民待遇として米側が要求しているものの中には同条約が保障している以上のものがある。条約の保障を二以上の部分については、結局、A、B、F案の問題に還元される。

H. 地位協定14条の問題

本項の趣旨は明らかであるが、地位協定適用上の問題であり、いかに半系企業等の利益保護とは別の次元の問題と考えられる。(14条上通格等とは、指定行為を認められるが、同条の資格に合致しないものを14条契約者として認めることは、「非土並み」適用に反する。)

I. 課税問題

(本項の趣旨)が、帰国前に地球税法又は布令上課税対象に存在するもの又は既に納税する課税対象

